

6 障害者の就労支援の推進等について

(1) 就労系障害福祉サービスの報酬における適正化の適用状況

① 就労移行支援事業について

就労移行支援事業については、平成 24 年 10 月より、一般就労への移行実績がない事業所について、報酬の減算を行うこととしたところであるが、平成 25 年 5 月分の実績をみると、計 105 事業所が減算の対象となっている。

(平成 24 年 10 月分実績：計 110 事業所)

さらに、一般就労への移行率別の施設割合を見ても、一般就労移行率が 0 % の事業所は、未だに 35.2% も見られる状況である。(厚生労働省調べ平成 24 年 4 月時点)

各地方公共団体におかれては、引き続き、一般就労への移行実績がない又は移行率が非常に低い事業所について御指導いただきたい。

なお、上記のような状況に鑑み、平成 26 年度概算要求において、障害者就業・生活支援センターに「就労支援指導員（仮称）」を配置して、就労移行支援事業所に対して就労支援ノウハウの付与などを行うことにより、就労移行支援機能の強化を図る事業を概算要求しており、各都道府県におかれては、積極的に活用されるよう御検討いただきたい。

② 就労継続支援 A 型事業について

就労継続支援 A 型事業については、平成 24 年 10 月より、短時間利用者が一定割合以上の事業所について報酬の減算を行うこととしたところであるが、平成 25 年 5 月分の実績をみると、101 事業所が減算の対象となっている。

この報酬改定は、本来の利用者である障害者の利用を短時間に限ることにより支援時間を短縮する一方で、健常者である従業員（基準省令による「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例などがみられたことから行われたものである。

各地方公共団体におかれては、利用者の労働時間を必要以上に短く設定している事業所に対しては、障害者に就労の機会を提供するという A 型事業の本来の趣旨に沿った運営が行われるよう、是正を促していただきたい。

(2) 農業分野との連携について

障害福祉分野と農業分野の連携については、障害福祉分野にとっては障害者の就労機会の確保や情緒の安定につながるなどのメリットがある一方、農業分野にとっても人手不足の解消などのメリットがあると指摘されている。

厚生労働省と農林水産省では、障害福祉分野と農業分野の連携を促進していくため、「農」と「福祉」の連携プロジェクトチームを設置するとともに、農業関係者及び高齢者・障害福祉関係者からなる連絡協議会を立ち上

げたところである。加えて、農林水産省では地方農政局に障害者就労を支援するネットワークの構築を進めており、今後、「農」と「福祉」の取組の具体化とその普及・拡大を両省で目指すこととしている。各地方公共団体におかれては、当該ネットワークの構築に御理解、御協力をお願いしたい。

また、先般 10 月 15 日には、医療・福祉分野と食料・農業分野の連携による取組を促進することを目的として「医福食農連携事例発表会」を開催し、障害者等の就労支援の連携事例及び両省による施策を紹介したところである。各地方公共団体におかれては、連携の促進に当たって参考にしていただくとともに、管内市町村及び管内事業所等に対し周知を図っていただきたい。

(農林水産省 HP) 医福食農連携事例発表会

<http://www.maff.go.jp/j/keikaku/ifukushokunou.html>

なお、厚生労働省は、平成 26 年度概算要求において、地域振興につながる連携促進事業として、農家・農業法人等と障害者就労支援事業所のマッチングを促進するためのコーディネーター配置を要求しており、各地方公共団体においては、活用に向けて御検討いただきたい。

また、農林水産省においては、先般から周知している福祉農園の整備等にかかる交付金について、平成 26 年度についても引き続き要求しているので、こちらについても、農政関係部局と連携を図りつつ、管内市町村及び管内事業所等へ周知を図っていただきたい。(関連資料 8 (113 頁))

(農林水産省の担当部署：農林水産省 農村振興局 都市農村交流課)

(3) 障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定について

都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、障害者優先調達推進法第 9 条において、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成しなければならないこととされているところである。

各自治体における調達方針の作成状況を見ると、管内市町村等において概ね 7 割以上が既に作成済みである県もある一方、未だ作成されていない県や市町村が数多くある状況である。

未作成の県におかれては、早期に作成いただくとともに、未作成の管内市町村、地方独立行政法人に対して、早期の作成を促していただきたい。

また、平成 26 年度の調達方針については、早期に事例等を収集し、より一層取組が促進されるよう庁内で検討いただき、今年度分の障害者就労施設等からの調達実績を事前に見込んだ上で、今年度中に作成されることが望ましいので、ご留意いただきたい。

また、この法律の周知が、障害福祉関係部局以外の部局へ行き渡っていない自治体もあると聞いているところであるので、全庁的な取組をより一層強化していただきたい。

なお、平成 26 年度概算要求において、障害者就労支援事業所、市町村、地域の商工会等や地域の関係者による連携会議を開催し、地域のネットワークの構築や好事例の共有を図るための工賃向上の取組に係る事業（実施主体：都道府県）を要求しており、各都道府県におかれては、障害者就労支援事業所への発注の促進に向けて御活用を検討いただきたい。（関連資料 9（119 頁））

就労系障害福祉サービスの報酬における適正化の適用状況 (平成24年10月～平成25年5月分実績:事業所ベース)

■ 就労移行支援事業の報酬における適正化

	H24. 10月	H24. 11月	H24. 12月	H25. 1月	H25. 2月	H25. 3月	H25. 4月	H25. 5月
減算なし	2,456 (95.7%)	2,448 (95.6%)	2,454 (95.7%)	2,463 (95.7%)	2,474 (95.7%)	2,482 (95.4%)	2,463 (96.1%)	2,491 (96.0%)
減算あり	110 (4.3%)	114 (4.4%)	111 (4.3%)	112 (4.3%)	111 (4.3%)	121 (4.6%)	101 (3.9%)	105 (4.0%)
過去3年間の定着者が0 (基本報酬の85/100)	46 (1.8%)	43 (1.7%)	42 (1.6%)	43 (1.7%)	43 (1.7%)	47 (1.8%)	39 (1.5%)	45 (1.7%)
過去4年間の定着者が0 (基本報酬の70/100)	64 (2.5%)	71 (2.8%)	69 (2.7%)	69 (2.7%)	68 (2.6%)	74 (2.8%)	62 (2.4%)	60 (2.3%)
全体	2,566 (100.0%)	2,562 (100.0%)	2,565 (100.0%)	2,575 (100.0%)	2,585 (100.0%)	2,603 (100.0%)	2,564 (100.0%)	2,596 (100.0%)

※ (%)は全体に占める割合

■ 就労継続支援A型事業の報酬における適正化

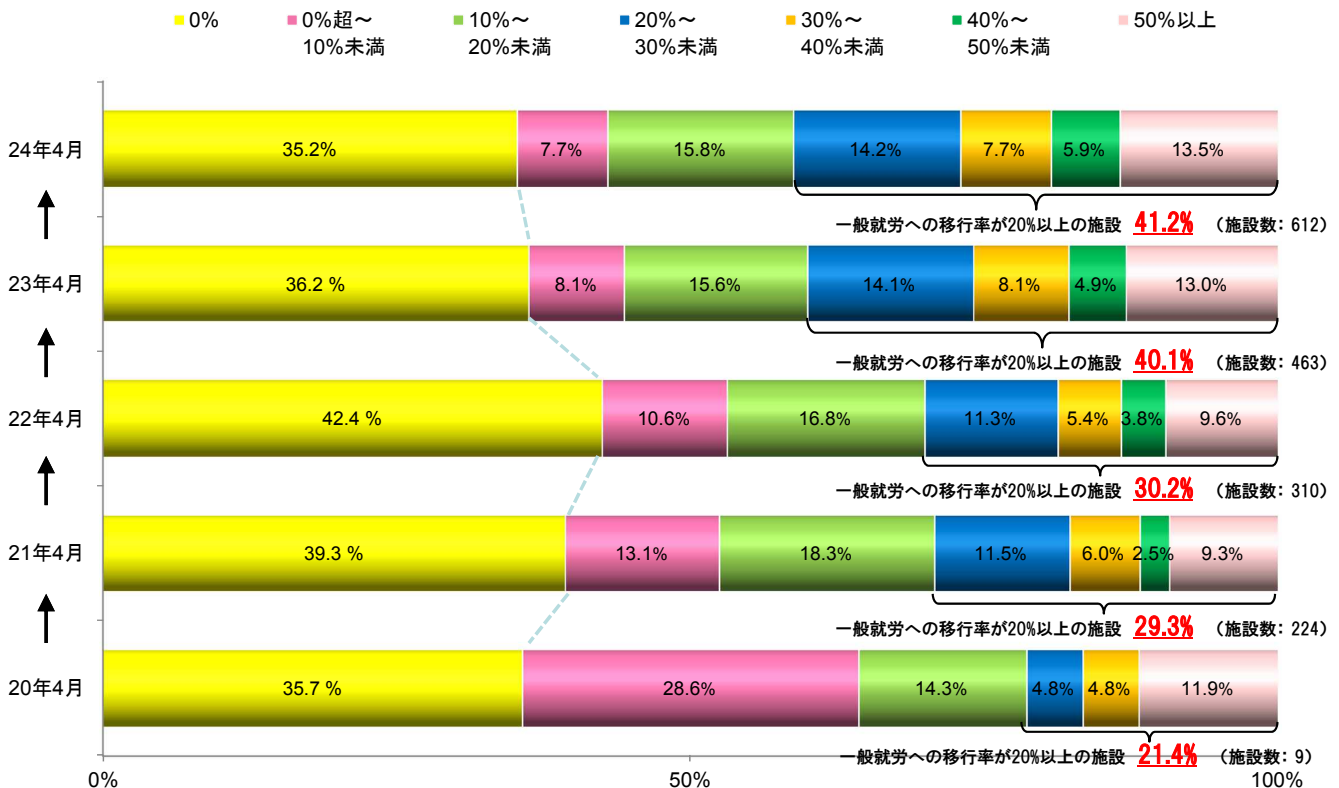
	H24. 10月	H24. 11月	H24. 12月	H25. 1月	H25. 2月	H25. 3月	H25. 4月	H25. 5月
減算なし	1,244 (89.8%)	1,284 (90.5%)	1,317 (91.5%)	1,358 (92.2%)	1,376 (92.5%)	1,434 (93.1%)	1,524 (93.6%)	1,574 (94.0%)
減算あり	141 (10.2%)	135 (9.5%)	123 (8.5%)	115 (7.8%)	111 (7.5%)	107 (6.9%)	105 (6.4%)	101 (6.0%)
現員数の100分の50以上 100分の80未満 (基本報酬の90/100)	76 (5.5%)	85 (6.0%)	85 (5.9%)	77 (5.2%)	81 (5.4%)	79 (5.1%)	79 (4.8%)	77 (4.6%)
現員数の100分の80以上 (基本報酬の75/100)	65 (4.7%)	50 (3.5%)	38 (2.6%)	38 (2.6%)	30 (2.0%)	28 (1.8%)	26 (1.6%)	24 (1.4%)
全体	1,385 (100.0%)	1,419 (100.0%)	1,440 (100.0%)	1,473 (100.0%)	1,487 (100.0%)	1,541 (100.0%)	1,629 (100.0%)	1,675 (100.0%)

※ (%)は全体に占める割合

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

(一般就労移行率)

厚生労働省障害福祉課調べ
(24年4月分 回答率:76.2%)



一般就労移行支援の充実強化（案）

平成26年度概算要求
（地域生活支援事業）

- 障害福祉サービスを利用する障害者の一般就労への移行の促進については、就労移行支援事業所を中心に組み込まれているが、就労移行支援事業所のうち、1年間に1人も就職者を出していない事業所が未だ3割程度あり、事業所全体の底上げを図ることが必要となっている。
- そこで、障害者就業・生活支援センターに、就労支援指導員（仮称）を配置し、就労移行支援事業所をはじめとする就労系福祉サービス事業所に対して、以下のような移行支援機能の強化に向けた支援を行う。

支援内容

支援力向上研修

- 障害福祉サービス事業所の職員に対し、就労移行支援ノウハウに関する研修を行う。

困難事例対応力向上研修

- 研修や直接指導により、発達障害・精神障害・難病等、これまでの対象者像とは異なる障害特性を持つ者への支援に係るノウハウの付与を行う

ネットワーク構築促進支援

- 就労系障害福祉サービス事業者がハローワーク、地域障害者職業センター、地元企業その他関係機関との連携体制を構築できるよう、ネットワークの構築に向けた支援を行う地域住民との交流を図るためのイベント等を企画・実施する（例：地域のお祭りへの参加、ボランティア体験等）。

農業側

- 農業従事者が減少・高齢化
する中で、補助労働力として
障害者に期待
- 障害者への就労機会の提供に
より農業として社会貢献できる

福祉側

- 障害程度や作業能力に応じた
作業を用意することが可能
- 自然とのふれあいにより
情緒が安定
- 一般就労に向けての体力・
精神面での訓練になる
- 地域との交流機会ができる

障害者の農業分野における就労の形態

① 雇用

農家・農業法人等が障害者を労働者として雇用。

② 障害福祉サービス事業所における就労

障害福祉サービス事業所（※）が、保有する土地や借り入れた農地で農産物の生産を行う。

※ 就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所 など

③ 障害福祉サービス事業所の施設外における就労

施設外就労

障害福祉サービス事業所が農家等から農作業を請け負い、請け負った作業に障害者が従事。
（請負作業に関する契約の締結が必要。障害者への作業指示は障害福祉サービス事業所の
支援スタッフが行う）

※ その他、障害福祉サービス事業所の利用者を実習生として、農家等が職場実習の受け入れ
を行う形態もある。（施設外支援）

障害福祉サービス事業所による農業分野への取組みの課題と対応

課題

活用事例

- 農家等と連携して農業に取り組みたいが、どこに相談すれば良いかわからない。
- 事業所として農業に取り組みたいが、農業に関する知識・技術がない。
- 事業所で生産した農産物の販路を拡大したい。
- 工場などの整備・設備が事業所にない。

- ①行政担当窓口への相談
- ②地域の障害福祉関係団体の活用

地域連携コーディネーターの配置
(厚生労働省 平成26年度概算要求
地域生活支援事業 地域連携促進事業)

工賃向上計画支援事業の活用
→ 農業の専門家による技術指導など

共同受注窓口の活用

社会福祉施設等施設整備費補助金の活用

農林水産省交付金の活用

地域振興につながる連携促進事業（案）

平成26年度概算要求
(地域生活支援事業)

各都道府県に配置された地域連携促進コーディネーター（仮称）が、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興と同時に、障害者の工賃の向上や一般就労の促進を図る。

参考事例

○香川県の施設外就労による農業の取り組み

- ・ 県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政部やJA生産者部会と連携して、農家での施設外就労を推奨。
- ・ 現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施

・ 地元農家
・ 農業法人

○徳島県の「ほっとかない事業」での取り組み

- ・ 障害就労施設利用者による限界集落のサポート
- ・ 移動販売車両で授産製品（お弁当・パンなど）と日用品をお届け
- ・ 高齢者の見守り

・ 独居高齢者等

○富山県の介護施設での施設外就労の取り組み

- ・ 就労継続支援B型事業の利用者が、高齢者デイサービスにおける介護支援の業務（配膳、清掃、洗濯など）を、福祉的就労として実施。

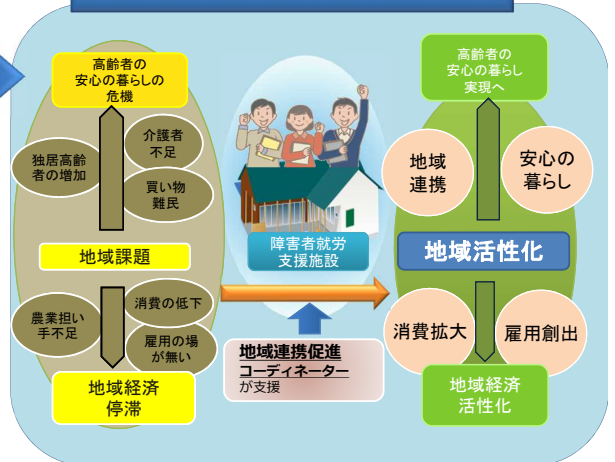
・ 特別養護老人ホーム

○北海道の社会福祉法人江差福祉会の取り組み

- ・ 江差町内に唯一のパン工場が閉鎖されたことにより、法人がそのパン工場を職員共々引き継ぎ、障害者の生きがい作業とし通所作業所をスタート。
- ・ 廃業した温泉施設を譲り受け、就労継続支援B型事業所として再生。

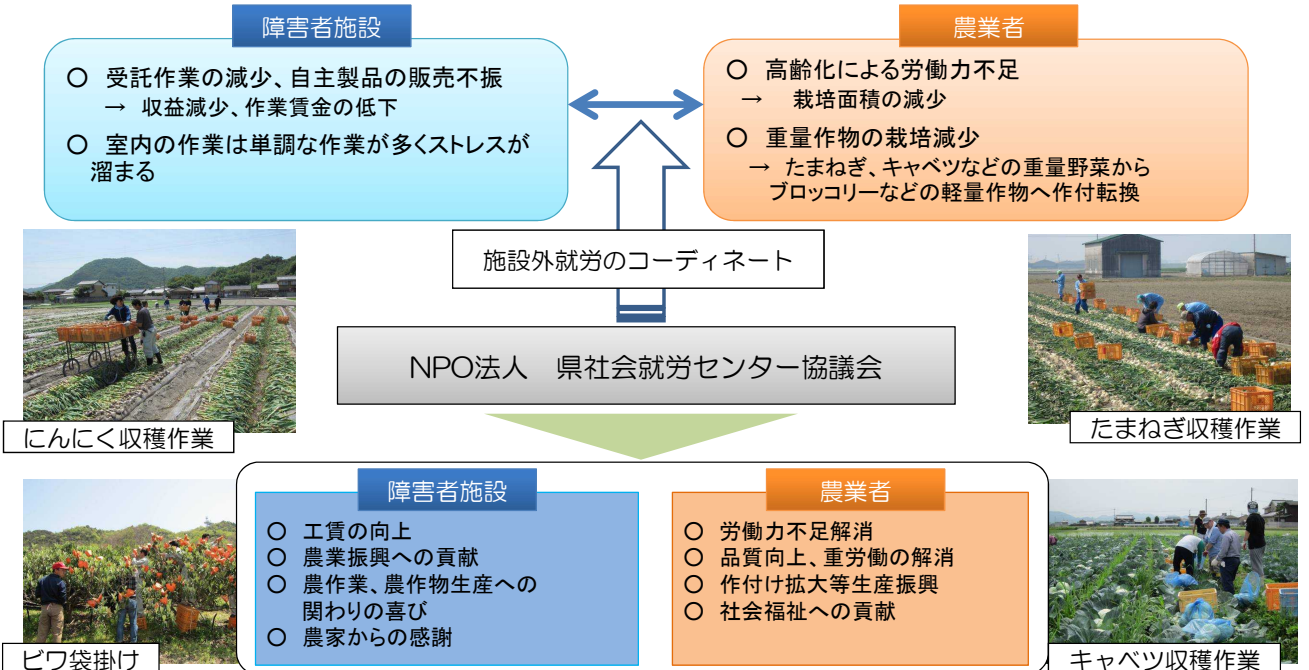
・ 地元企業

地域振興につながる連携促進事業イメージ図



農業分野における連携の例（香川県の例）

- 県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政部局やJA生産者部会と連携して、農家での施設外就労を推奨。
- 現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施。



工賃向上計画支援事業

障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上を図るため、事業所の経営力の強化や技術の向上、共同受注窓口の設置促進などを中心とした「工賃向上計画支援事業」による支援を実施。

基本事業（補助率1/2）

各事業所に経営コンサルタントや**各分野の専門家（※）**、企業OBを派遣し、経営力の強化、技術の向上を図るほか、事業所職員の人材育成を図るための研修会を実施。

（※）農業の専門家による技術指導なども実施。

特別事業（定額（10/10相当））

複数の事業所が共同して受注や情報提供等を行う「共同受注窓口」について体制整備を図るほか、事業所経営者の経営意識の向上のための研修や好事例の説明会を開催。

社会福祉施設等施設整備費補助金

社会福祉法人等が障害福祉サービス事業を行うことに伴い、障害者施設を整備しようとする場合、その整備費について、国庫又は民間補助が受けられるほか、設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害者施設を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。

（土地の買収、造成、整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

〔負担割合〕 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

○ 都市農村共生・対流総合対策交付金

○「農」のある暮らしづくり交付金

対策名	内容	補助率	実施主体
都市農村共生・対流総合対策交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手作り活動を総合的に支援	ソフト事業 定額（1地区当たり上限800万円） ハード事業 1/2等（1地区当たり上限2000万円、但し福祉関連施設は上限なし）	地域協議会、農業法人、NPO、社会福祉法人等
「農」のある暮らしづくり交付金	都市及びその近接地域において、「農」を楽しむ暮らしづくりに必要な農園等の整備に対する支援	ソフト事業 定額（1地区当たり上限400万円） ハード事業 1/2以内	民間団体、NPO、市町村、社会福祉法人等

<各種施策の問い合わせ先>

(工賃向上計画支援事業)

各都道府県 障害保健福祉担当部署

(社会福祉施設等整備費補助金)

各都道府県・政令指定都市・中核市 障害保健福祉担当部署

(農林水産省交付金)

各地方農政局農村計画部農村振興課

(障害保健福祉関係団体)

全国社会就労センター協議会 (セルフ協)

http://www.selp.or.jp/center/meibo_01.html

特定非営利活動法人 日本セルフセンター

http://www.selp.or.jp/center/meibo_03.html

[平成26年度予算概算要求の概要]

都市と農山漁村の共生・対流、都市農業の推進〔各省連携プロジェクト〕

「農」と福祉の連携プロジェクト

対策のポイント

高齢者・障害者のための福祉農園の全国展開を加速。

＜背景／課題＞

- ・福祉分野においては、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果が改めて評価されています。また、高齢者の健康づくりや、障害者の就労訓練・雇用の場として、農作業を取り入れたいと考える福祉施設が増加しています。
- ・このようなニーズに応えるため、厚生労働省と連携して、**高齢者や障害者を対象とした福祉農園の整備**を推進するとともに、福祉分野における「農」への取組を支援します。

政策目標

平成30年までに、福祉農園の利用者数を新たに1万人拡大

＜主な内容＞

1. 福祉農園等の整備（ハード）
 - ・高齢者の生きがい及び障害者の就労・雇用を目的とする福祉農園等の開設・整備
2. 研修会の開催や人材派遣（ソフト）
 - ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、福祉施設への農業専門家の派遣等を支援

都市農村共生・対流総合対策交付金	2,300(1,950)百万円の内数
	補助率：定額(上限800万円等)、1/2等
	事業実施主体：地域協議会、NPO、農業法人等
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	7,000(6,233)百万円の内数
	補助率：定額(定額、1/2等)
	事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等
「農」のある暮らしづくり交付金	600(550)百万円の内数
	補助率(推進対策)：定額(上限400万円)
	(整備対策)：1/2(上限なし)
	実施主体：NPO、特例子会社、社会福祉法人等

＜各省との連携＞

- 厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等との福祉施設の連携を支援

お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課(03-3501-3729)
 農村振興局農村整備官(03-3501-0814)

障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定状況 (都道府県別)

関連資料 9

北海道	○
青森県	○
岩手県	
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	○
茨城県	○
栃木県	○
群馬県	○
埼玉県	○
千葉県	○
東京都	○
神奈川県	○
新潟県	
富山県	○
石川県	
福井県	○
山梨県	○
長野県	○
岐阜県	○
静岡県	○

愛知県	○
三重県	○
滋賀県	
京都府	○
大阪府	○
兵庫県	○
奈良県	
和歌山県	
鳥取県	○
島根県	○
岡山県	○
広島県	
山口県	○
徳島県	○
香川県	○
愛媛県	○
高知県	
福岡県	○
佐賀県	
長崎県	○
熊本県	○
大分県	○
宮崎県	○
鹿児島県	○
沖縄県	○

※ 「○」は、策定済みの自治体
 ※ 平成25年11月1日時点

関係者の連携による工賃向上計画の取り組み強化（案）

- 障害者優先調達推進法の施行に伴い、官公庁や民間企業からの発注の増加が見込まれることから、発注された仕事を確実に受注し、売上げにつなげていくための取り組みが必要。
- このため、共同受注窓口の機能強化、各事業所における工賃向上計画の作成支援、関係者による連携会議の開催の促進を図る。

① 共同受注窓口の機能強化に係る支援

- 経営コンサルタント等が共同受注窓口に対してコンサルティングを行うことにより、製品のブランド化や販路の拡大、共同販売等、売上げの増加にむけた取り組みを行う共同受注窓口の機能強化に対する支援を行う。

② 共同受注窓口と経営コンサルタント等が協力した事業所支援

- 共同受注窓口と経営コンサルタント等が、各事業所に対し、PDCA実施手法や技術指導に関するコンサルティングを行い、「工賃向上計画」作成を支援する。

③ 地域の関係者による連携会議の開催

- 障害者就労支援事業所、市町村、地域の商工会等、地域の関係者による連携会議を開催し、地域のネットワークの構築や好事例の共有を図ることで、工賃の向上に加え、一般就労への移行の促進を図る。

④ 好事例発表・展示即売会の開催

- 工賃向上計画支援事業3年間の成果を踏まえ、工賃引上げに積極的に取り組む事業所の取組み及び事業所の高い付加価値を生み出している製品・サービスを全国的に広く紹介することにより、工賃のさらなる向上を図る。